

ディスクロージャー用資料

2007年版

平成19年7月

協栄物産株式会社

# 目 次

は じ め に	1
主 な 記 載 項 目 に つ い て	1
<b>第 1. 会 社 の 概 況</b>	<b>3</b>
1 会 社 の 沿 革	3
① 会 社 の 名 称 等	3
② 会 社 の 沿 革	3
③ 資 本 金 の 推 移	6
2 会 社 の 目 的	6
3 事 業 の 内 容	7
① 経 営 組 織	7
② 業 務 の 内 容	7
(1) 主 たる 業 務	7
(a) 商 品 市 場 に お け る 取 引 の 受 託 を 行 う 業 務	7
(b) 商 品 市 場 に お け る 取 引 を 行 う 業 務	8
(2) 従 たる 業 務	8
(c) 商 品 投 資 販 売 業	8
(d) そ の 他	8
③ 業 務 別 営 業 収 益 の 構 成 比 率	8
④ 営 業 所 の 状 況	8
4 財 務 の 概 要	9
5 株 式 の 総 数 及 び 発 行 済 株 式 総 数	9
6 主 要 株 主 名	9
7 役 員 の 状 況	10
8 従 業 員 の 状 況	14
<b>第 2. 営 業 の 状 況</b>	<b>15</b>
1 営 業 方 針	15
2 当 社 及 び 当 業 界 を 取 巻 く 環 境	15
3 営 業 の 経 過 及 び 成 果	16
① 受 取 手 数 料	16
② 売 買 損 益	17
③ 売 買 高 及 び 期 末 残 玉	17
4 対 処 す べ き 課 題	18
5 受 託 業 務 管 理 規 則	19
6 外 務 員 の 登 録 状 況	23
7 委 託 者 に 関 す る 事 項	23
8 苦 情 ・ 紛 争 に 関 す る 事 項	24
9 訴 訟 に 関 す る 事 項	25
<b>第 3. 経 理 の 状 況</b>	<b>26</b>
1 貸 借 対 照 表	26
2 損 益 計 算 書	27
3 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書	27
4 個 別 注 記 表	28
5 監 査 に 関 す る 事 項	31
6 財 務 比 率	32

{はじめに}

本書は、平成19年3月期（平成18年4月～平成19年3月）における当社の会社概要、営業の状況及び経理の状況について記載したものです。

{主な記載項目について}

#### 第1. 会社の概況

- 「会社の沿革」 当社の設立から現在までの沿革を記載しています。
- 「会社の目的」 定款に記載された当社の目的を記載しています。
- 「事業の内容」 当社の経営組織、事業の内容について記載しています。
- 「財務の概要」 平成19年3月期における資本金、純資産額、営業収益、経常利益等の主要な財務指標について記載しています。
- 「主要株主名」 所有株式数の多い株主10名の氏名、所有株式数等を記載しています。
- 「役員の状況」 当社の役員の氏名、主要略歴等を記載しています。
- 「従業員の状況」 当社の社員数、登録外務員数等を記載しています。

#### 第2. 営業の状況

- 「営業方針」 当社の営業方針、企業の特徴等について記載しています。
- 「当社及び当業界を取巻く環境」 内外の経済の状況、商品先物取引業界の動向等について記載しています。
- 「営業の経過及び成果」 当社の平成18年度における業績について記載しています。
- 「対処すべき課題」 当社が対処すべき今後の課題等について記載しています。
- 「受託業務管理規則」 当社が受託業務の適切な遂行のために定めている社内管理規則を記載しています。

#### 第3. 経理の状況

- 「貸借対照表」 平成19年3月31日現在の貸借対照表について記載しています。
- 「損益計算書」 平成19年3月31日現在の損益計算書について記載しています。
- 「財務比率」 平成19年3月31日現在の財務比率について記載しています。  
比率の内容は次のとおりです。

##### (a) 純資産額規制比率

$$\frac{\text{純資産額} (*)}{\text{リスク額} (*)} \times 100$$

(\* 「純資産額」とは、商品取引所法第211条第4項において準用する同法第99条第7項に基づく商品取引所法施行規則（以下、「施行規則」という。）第38条の規定により算出したものです。また、「リスク額」には、商品市場における自己の計算による取引であって、決済を結了していないものについての価格変動等により発生し得る危険に対応する額（「市場リスク」という。）と、商品市場における取引の相手方の契約不履行等により発生し得る危険に対応する額（「取引先リスク」という。）とがあり、同法第211条第1項に基づく施行規則第99条の規定により算出したものです。）

「純資産額規制比率」とは、純資産額の、商品市場において行う取引につき生ずる相場の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として施行規則で定めるところにより算出した額に対する比率であり、これが高いほどリスクに対する余裕があると言えます。

##### (b) 純資産額資本金比率

$$\frac{\text{純資産額} (*)}{\text{資本金額}} \times 100$$

(\* 「純資産額」とは、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出したもので、上記(a)の純資産額とは計算が異なります。)

資本金に対する純資産の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(c) 自己資本資本金比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{資本金額}} \times 100$$

資本金に対する取崩し可能な資本を含む自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(d) 自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額}} \times 100$$

総資産に占める自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(e) 修正自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額 (*)}} \times 100$$

(\* 「総資産額」とは、委託者に係る(株)日本商品清算機構又は商品取引所への預託金額と預託必要額のいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除いたものです。)

上記の方法で算出された総資産額は実質的に事業資金として使用できないことから、これらの預託額を控除した総資産に占める自己資本の割合をみたものです。

(f) 負債比率

$$\frac{\text{負債合計額}}{\text{純資産額 (*)}} \times 100$$

(\* 「純資産額」とは、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出したもので、上記(a)の純資産額とは計算が異なります。)

純資産と負債合計を対比したもので、比率が低いほど長期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

(g) 流動比率

$$\frac{\text{流動資産額}}{\text{流動負債額}} \times 100$$

短期間に支払期限の到来する流動負債と短期間に現金化する可能性のある流動資産を対比したもので、比率が高いほど短期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

# 第 1. 会社の概況

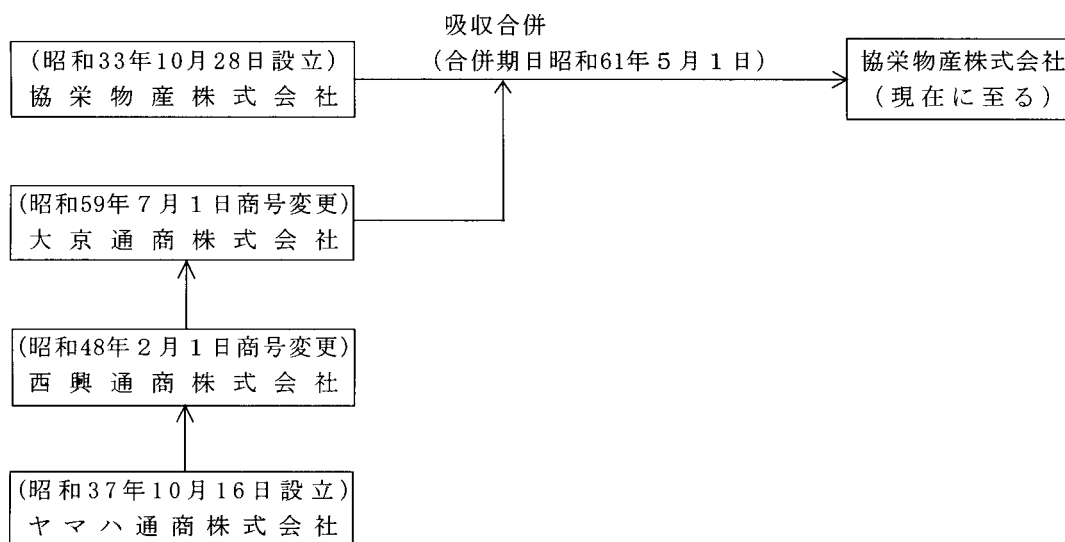
## 1 会社の沿革

### ① 会社名等

商品取引員名 協栄物産株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 池松和夫  
 所在地 東京都中央区八丁堀 1 丁目 6 番 1 号  
 電話番号 03-3553-4151(代)

### ② 会社の沿革

当社は、昭和33年10月28日福岡市万町19番地に資本金150万円で設立されました。その後、昭和38年12月26日に本社を東京都中央区西八丁堀 1 丁目10番地に移転、さらに昭和44年 2 月17日に本社を東京都中央区八丁堀 1 丁目 6 番 1 号に移転しました。昭和61年 5 月 1 日、当社を存続会社として大京通商株式会社（東京都中央区日本橋堀留町 1 丁目10番11号）と合併し、現在に至っております。



年 月	事 業 内 容
昭和33年10月	商品仲買人業務を事業目的とし、福岡県福岡市万町に資本金150万円で設立
昭和33年12月	関門商品取引所に商品仲買人の登録
昭和36年 5 月	北海道穀物商品取引所に商品仲買人の登録
昭和36年 8 月	東京穀物商品取引所に商品仲買人の登録、東京支店開設
昭和37年 6 月	東京繊維商品取引所に商品仲買人の登録
昭和37年 8 月	東京ゴム取引所に商品仲買人の登録
昭和37年12月	前橋乾繭取引所に商品仲買人の登録
昭和38年 6 月	大阪支店開設
昭和38年 7 月	大阪穀物取引所に商品仲買人の登録
昭和38年 8 月	東京砂糖取引所、豊橋乾繭取引所及び横浜生糸取引所に商品仲買人の登録、横浜支店開設
昭和38年11月	函館海産物取引所に商品仲買人の登録
昭和38年12月	本社を東京支店に移転（福岡本社は福岡支店となる）

年 月	事 業 内 容
昭和39年 5月	千葉支店開設
昭和40年 1月	大阪化学繊維取引所及び福井人絹取引所に商品仲買人の登録
昭和40年 4月	大阪砂糖取引所に商品仲買人の登録
昭和40年10月	大阪三品取引所に商品仲買人の登録
昭和41年11月	神戸ゴム取引所に商品仲買人の登録
昭和42年 6月	神戸生糸取引所に会員加入
昭和42年 6月	新宿支店開設
昭和43年 1月	名古屋繊維取引所及び名古屋穀物取引所に商品仲買人の登録、名古屋支店開設
昭和43年 1月	函館海産物取引所閉鎖に伴い退会
昭和43年 1月	前橋乾繭取引所より退会
昭和44年 2月	本社を現住所に移転
昭和45年11月	北海道穀物商品取引所の商品仲買人登録を抹消（会員資格は継続）
昭和46年 1月	商品取引所法の改正において商品仲買人を商品取引員と改称、それまでの登録制から許可制への移行に伴い、東京穀物商品取引所・東京砂糖取引所・横浜生糸取引所・豊橋乾繭取引所・名古屋穀物取引所・大阪穀物取引所・大阪砂糖取引所・関門商品取引所・東京繊維商品取引所・東京ゴム取引所・名古屋繊維取引所・福井人絹取引所・大阪三品取引所・大阪化学繊維取引所・神戸ゴム取引所に商品取引員としての許可を取得
昭和49年 5月	広島支店開設
昭和50年12月	福井人絹取引所閉鎖に伴い退会
昭和57年 3月	東京金取引所（現東京工業品取引所、貴金属市場）に商品取引員としての許可を取得
昭和59年 5月	名古屋穀物取引所の砂糖市場の上場により、名古屋穀物砂糖取引所と名称変更、同取引所（砂糖市場）に商品取引員としての許可を取得
昭和59年10月	大阪三品取引所、大阪化学繊維取引所合併による大阪繊維取引所の設立に伴い、同取引所に商品取引員としての許可を取得
昭和59年11月	東京繊維商品取引所、東京ゴム取引所、東京金取引所の三取引所合併による東京工業品取引所の設立に伴い、同取引所に商品取引員としての許可を取得
昭和61年 5月	大京通商株式会社と合併 合併により、大京通商株式会社の本社及び支店は、東京支店、盛岡支店、秋田支店、水戸支店となる
昭和61年 8月	東京支店を東京都渋谷区に移転、渋谷支店と名称変更
平成 2年 7月	通商産業大臣より「準誘導基準適合取引員」に認定される
平成 3年 7月	通商産業大臣より「誘導基準適合取引員」に認定される （平成 9年 6月制度廃止まで連続して認定される）
平成 4年10月	秋田支店を廃止
平成 5年 4月	商品投資販売業（販売法人）の許可を取得
平成 5年10月	東京穀物商品取引所と東京砂糖取引所の合併による東京穀物商品取引所の設立に伴い、同取引所に商品取引員としての許可を取得
平成 5年10月	大阪穀物取引所、大阪砂糖取引所、神戸穀物商品取引所の合併による関西農産商品取引所の設立に伴い、同取引所に商品取引員としての許可を取得
平成 6年 6月	大興投資顧問㈱を商品取引員他社 4社と合併で設立
平成 6年 7月	水戸支店を廃止
平成 7年 4月	東京穀物商品取引所、北海道穀物商品取引所の合併による東京穀物商品取引所の設立に伴い同取引所に商品取引員としての許可を取得
平成 8年 9月	渋谷支店を廃止

年 月	事 業 内 容
平成8年10月	豊橋乾繭取引所、名古屋穀物砂糖取引所、名古屋繊維取引所の合併による中部商品取引所の設立に伴い、同取引所に商品取引員としての許可を取得
平成8年12月	盛岡支店を廃止
平成9年4月	東京工業品取引所（アルミニウム市場）に商品取引員としての許可を取得
平成9年4月	関西農産商品取引所、神戸生糸取引所の合併による関西商品取引所の設立に伴い、同取引所に商品取引員としての許可を取得
平成9年10月	大阪商品取引所（アルミニウム市場）に会員加入
平成9年10月	大阪繊維取引所、神戸ゴム取引所の合併による大阪商品取引所の設立に伴い、同取引所に商品取引員としての許可を取得
平成9年12月	中部商品取引所（農産物市場、砂糖市場、綿糸市場、毛糸市場及びステープルファイバー糸市場）、関西商品取引所（砂糖市場）、大阪商品取引所（ゴム市場、毛糸市場及びステープルファイバー糸市場）、関門商品取引所（砂糖市場）における受託業務を廃止
平成10年2月	中部商品取引所（砂糖市場、綿糸市場、毛糸市場及びステープルファイバー糸市場）、大阪商品取引所（毛糸市場及びステープルファイバー糸市場）、関門商品取引所（砂糖市場）より退会
平成10年10月	前橋乾繭取引所、横浜生糸取引所の合併による横浜商品取引所の設立に伴い、同取引所に商品取引員としての許可を取得
平成11年3月	東京工業品取引所（毛糸市場）廃止に伴い退会
平成11年7月	東京工業品取引所（石油市場）に商品取引員としての許可を取得
平成12年5月	東京工業品取引所（綿糸市場）廃止に伴い退会
平成12年10月	東京工業品取引所（アルミニウム市場）、横浜商品取引所（繭糸市場）、大阪商品取引所（綿糸市場）、関西商品取引所（農産物市場）の受託業務を廃止
平成12年11月	東京工業品取引所（アルミニウム市場）、横浜商品取引所（繭糸市場）、中部商品取引所（農産物市場）、大阪商品取引所（綿糸市場、ゴム市場及びアルミニウム市場）、関西商品取引所（農産物市場、砂糖市場及び繭糸市場）より退会
平成13年1月	千葉支店、名古屋支店及び広島支店を廃止
平成13年2月	中部商品取引所（繭糸市場）の受託業務を廃止
平成13年3月	中部商品取引所（繭糸市場）より退会
平成13年3月	関門商品取引所（農産物市場）の受託業務を廃止
平成13年4月	関門商品取引所（農産物市場）より退会
平成13年6月	大阪商品取引所（天然ゴム指数市場）、東京穀物商品取引所（砂糖市場）の受託業務を廃止
平成13年7月	大阪商品取引所（天然ゴム指数市場）より退会
平成13年9月	東京工業品取引所（石油市場）の受託業務を廃止
平成14年2月	東京工業品取引所（石油市場）より退会
平成16年5月	横浜支店を廃止
平成19年3月	新宿支店を廃止

### ③ 資本金の推移

年 月 日	増 資 額	増資後資本金	摘 要
平成 4 年 4 月 1 日	43,167 千円	503,167 千円	有償、株主割当 (1:0.1) 発行価格 1株につき 500円 資本組入額 1株につき 500円
平成 4 年 4 月 3 日	870	504,037	有償、第三者割当 290株 発行価格 1株につき3,000円 資本組入額 1株につき3,000円
平成 9 年 6 月 11 日	300,000	804,037	有償、第三者割当 150,000株 発行価格 1株につき2,000円 資本組入額 1株につき2,000円

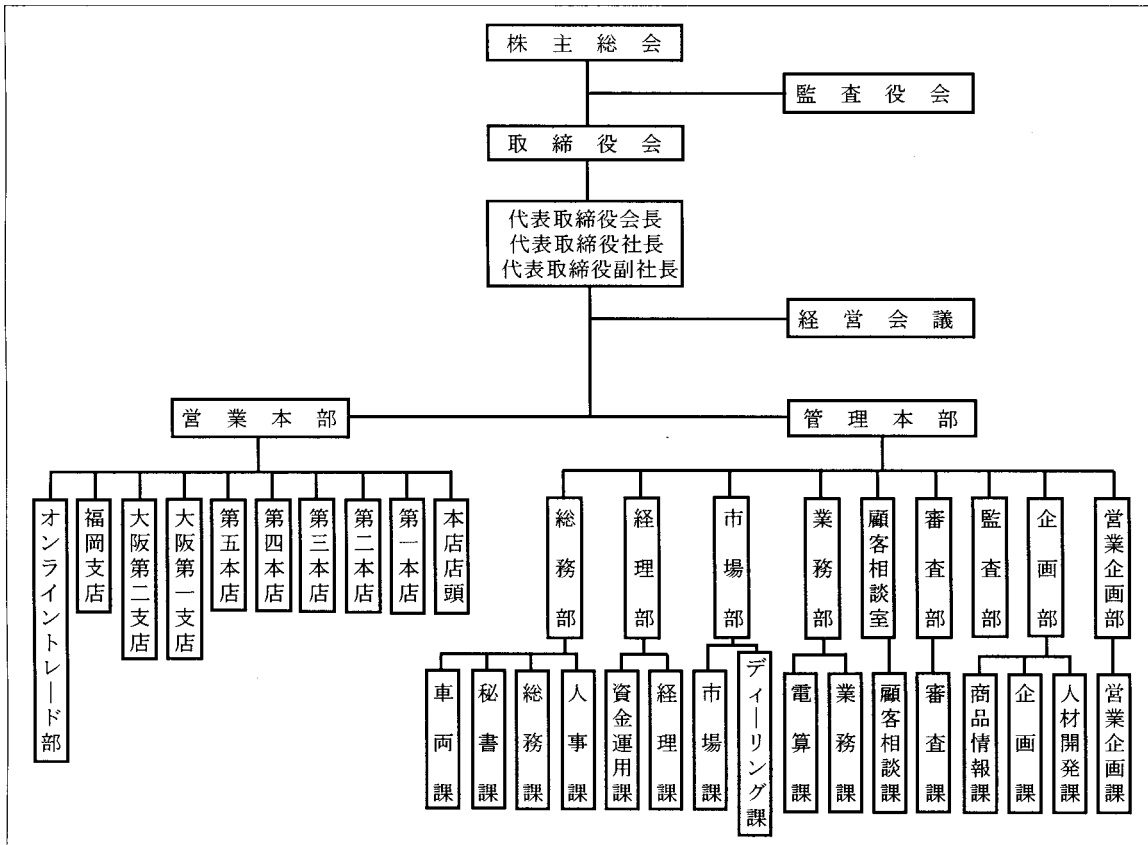
## 2 会社の目的

1. 商品取引所法に基づく商品市場における上場商品および上場商品指数の先物取引およびその受託、媒介、取次、代理事業
  2. 商品投資に係わる事業の規制に関する法律に基づく商品投資販売業および商品投資顧問業
  3. 海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律に基づく海外商品市場における上場商品の先物取引の受託等の事業
  4. 外国為替の通貨の売買またはその媒介、取次、代理事業
  5. 金融先物取引法の適用を受ける金融先物取引所の市場における上場商品の取引、売買の媒介、取次もしくは代理事業
  6. 非鉄金属・軽金属・鉄鋼・合金鉄・染料・顔料・火薬類・化学製品・薬品類・医薬品・医薬部外品・毒物・劇物・船舶・車両・運搬具・産業機械器具・動力機械・電気機械器具・電気通信機械器具・光学機械・写真機械および写真材料・事務用機械器具・計量機械器具・時計・眼鏡・医療機械器具・歯科材料および衛生用品・繊維および繊維製品・天然ガス・石油および石油製品・ゴム・樹脂・合成樹脂およびその製品・窯業製品・砂糖・塩・農水産物およびその加工品・畜産物およびその加工品・酒類およびその他飲料・茶・ココア・珈琲・飼料・肥料・油脂・綿花・羊毛・麻・香料・香辛料・硝子および硝子製品・装身具・化粧用具・和洋楽器・娯楽用具ならびにこれらに類する商品の売買、輸出入および媒介、取次、代理事業
  7. 前各号に関連する問屋業および代理事業
  8. 保険業の代理事業
  9. 前各号に附帯する一切の事業
- (注) 上記目的のうち、\_\_\_\_\_の事業は、現在営んでおりません。

### 3 事業の内容

#### ① 経営組織

当社の平成19年3月31日現在における経営組織の概要は次のとおりです。



#### ② 業務の内容

当社は、商品取引所法に基づき設置された商品取引所が開設する商品市場に上場されている各種商品の先物取引（商品先物取引、現金決済取引、指数先物取引及びオプション取引。以下「商品市場における取引」という。）について、顧客の委託を受けて執行する業務（以下「受託業務」という。）及び自己の計算に基づき執行する業務（以下「自己売買業務」という。）を主たる業務としております。

業務の主な内容は、以下のとおりであります。

##### (1) 主たる業務

###### (a) 商品市場における取引の受託を行う業務

顧客より委託を受けて商品市場における取引を執行する業務であります。

当社は、商品取引所法第190条第1項に基づき、下記の商品市場における取引の受託業務を行うことのできる商品取引員として、農林水産大臣及び経済産業大臣より許可を受けております。（許可番号：農林水産省「農林水産省指令17総合第34号」、経済産業省「平成17・04・05商第3号」）。

当社は、昭和46年1月25日最初の許可を取得して以来、引き続き商品取引員として業務を行ってきております。

平成19年 3 月31日現在

取引所名	市場名	農 産 物 市 場	貴 金 属 市 場	ゴ ム 市 場	上 場 商 品 名
東京穀物商品取引所		○			一般大豆・一般大豆先物オプション・Non-GMO大豆・大豆ミール・小豆・とうもろこし・とうもろこし先物オプション・コーヒー生豆(アラビカ・ロブスタ)・生糸・野菜指数
東京工業品取引所			○	○	金・銀・白金・パラジウム・金先物オプション ゴム

(b) 商品市場における取引を行う業務

自己の計算において商品市場における取引を行う業務であります。上記商品市場並びに東京穀物商品取引所砂糖市場において会員として当該業務を行っております。

(2) 従たる業務

(c) 商品投資販売業

「商品投資に係る事業の規制に関する法律」に基づき、商品投資契約の締結及び商品投資受益権の販売を行う業務であります。

(d) その他

金・白金等貴金属の現物販売を行っております。

③ 業務別営業収益の構成比率

平成18年度における業務別営業収益の構成比率は次のとおりであります。

区 分	期 別	第 49 期 〔自 平成18年 4 月 1 日〕 〔至 平成19年 3 月31日〕
商品先物取引業務		99.5%
受託業務		( 99.9)
自己売買業務		( △ 0.3)
商品ファンド等販売業務		0.0
商品売買業務		0.5
合 計		100.0

(注) 商品先物取引業務の構成比率は、オプション取引に係る金額を含めて計算しております。

④ 営業所の状況

店舗の名称	所 在 地	電話番号
本 店	東京都中央区八丁堀 1 丁目 6 番 1 号	(03)3553-4151
大 阪 支 店	大阪府大阪市西区京町堀 1 丁目 4 番16号	(06)6479-0511
福 岡 支 店	福岡県福岡市博多区博多駅東 1 丁目11番 5 号	(092)475-3521

#### 4 財務の概要 (平成19年3月決算期)

(単位：千円)

(a) 資本金	804,037
(b) 純資産額 (※1)	1,963,171
(c) 総資産額	6,280,874
(d) 営業収益 (うち受取手数料)	2,485,126 (2,482,804)
(e) 経常利益	△ 34,382
(f) 当期純利益	△ 30,859

- (注) 1. 純資産額とは、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく商品取引所法施行規則第38条の規定により算出された金額をいいます。  
2. 受取手数料には消費税は含まれておりません。

#### 5 株式の総数及び発行済株式総数

会社が発行する株式の総数	2,500,000株
発行済株式の総数	1,102,864株

(注) 当社の株式は上場しておりません。

#### 6 主要株主名 (上位10名)

氏名又は名称	所有株式数	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合
	千株	%
鷺海美裕	356	32.3
第一商品(株)	150	13.6
仁井田寿幸	100	9.0
新光インベストメント(株)	49	4.4
新光証券(株)	44	3.9
新光ビルディング(株)	22	1.9
竹内正光	20	1.8
鷺海千代美	20	1.8
協栄会	18	1.6
館森悠寿	17	1.5
計	796	72.1

7 役員の状況

平成19年3月31日現在

役名及び 職名	氏名 (生年月日)	所有 株式数 千株
代表取締役 会長	鷺海美裕 (昭和14年10月18日生)	356
代表取締役 社長	池松和夫 (昭和36年1月27日生)	10
代表取締役 副社長	諸石弘道 (昭和18年9月12日生)	8

役名及び 職名	氏名 (生年月日)	所有 株式数 千株
取締役 副会長	仁井田 寿幸 (昭和28年11月24日生)	100
常務取締役	安達 守 (昭和26年3月18日生)	11
取締役	星本 良治 (昭和34年12月16日生)	5

役名及び 職名	氏名 (生年月日)	所有 株式数 千株
取締役	伊東章一 (昭和32年6月11日生)	10
取締役	川原芳洋 (昭和23年2月18日生)	2
取締役 (非常勤)	村崎稔 (昭和9年2月24日生)	-

役名及び 職名	氏名 (生年月日)	所有 株式数 千株
常勤監査役	宮崎茂樹 (昭和18年4月22日生)	6
監査役	中澤益次郎 (昭和17年2月21日生)	5
監査役	森 屯 (昭和2年11月6日生)	9
監査役	山谷正義 (昭和19年12月20日生)	—

- (注) 1. 監査役 森屯、山谷正義の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
2. 所有株式数の千株未満は切り捨てております。

## 8 従業員の状況

	総 計	男 女 別		営 業 ・ 非 営 業	
		男	女	営 業	非 営 業
従 業 員 数	154 人	137 人	17 人	90 人	64 人
平 均 年 齢	37.0 歳	37.3 歳	34.6 歳	31.9 歳	44.1 歳
平 均 勤 続 年 数	9.1 年	9.6 年	5.1 年	5.3 年	14.4 年
外 務 員 数	121 人	115 人	6 人	90 人	31 人

## 第2. 営業の状況

### 1 営業方針

当社は、「顧客満足を第一義として、質の高い仕事を追求し、顧客を創造し拡大していくことによってゆとりと豊かさに満ちた社会の実現に貢献する」という経営理念の下、お客さまの多様なニーズに応える営業活動を展開し、お客さまとの信頼関係の構築と企業基盤の確立に努めております。当社は、顧客サービスの一環として、定期的に経済界各分野の専門家を講師に経済講演会や相場勉強会を開催し、ご希望のお客さまには「経済レポート」「講演録」を無料で提供させて頂いております。さらに、経済情報誌月刊「アフォード」、相場情報誌「月の指標」、「週間協栄レポート」、四半期毎発行「ゴールド四季報」及びFAX・モバイルサービスによるその日の相場情報をお客さまのご希望に応じて、郵送、電話、FAX、インターネットで配信しております。当社の本店及び大阪支店の店頭では、定期的な相場勉強会を開催して、商品先物取引の啓蒙、普及をするだけでなく、来店されるお客さまに自由に利用して頂けるブースを設け、あらゆる分野の経済情報の提供を行っております。

社員教育では、新入社員研修をはじめ定期的に階層別社員研修を実施しており、お客さまとの信頼関係を構築するために、商品投資アドバイザーとしての知識教育だけでなく、経営理念に重点をおいたコンプライアンス教育を徹底して行っております。有能な人材育成のため、年度研修計画に沿ってトータルな人間教育が行われる教育研修制度の確立に努めております。

当社は、対面営業を中心とした営業活動を展開しておりますが、資料請求されたお客さまにはご希望の資料を送付し、講演会及び相場勉強会に参加されたお客さまには、商品先物取引のメリット、デメリットを充分説明しております。取引の勧誘に際しましては、先物取引のリスクについて充分説明して、ご理解を頂いたうえで、お取引を頂いております。勿論、お客さまには、取引をして頂く前に「受託業務管理規則」に則って、本社審査部が「適合性」について審査をさせて頂いております。

当社は、「お客さまのために何ができるか」をテーマに、今後とも、情報サービスの充実と社員教育の充実を図り、多様なお客さまのニーズにお応えしてまいります。

### 2 当社及び当業界を取巻く環境

当期のわが国経済は、アジア諸国を中心とした海外経済の好況を原動力に輸出が大幅な伸びをみせました。輸出需要の拡大と円安の恩恵を受けて、企業は良好な収益を維持するとともに設備投資を続け、景気は好調に推移しました。平成14年2月に始まった今回の景気拡大は、11月にそれまで戦後最長の「いざなぎ景気（昭和40年10月から昭和45年7月の57ヶ月）」を超えることとなりました。しかし、雇用環境は改善したものの所得が伸び悩んだことと梅雨明けの遅れなど天候不順により個人消費は低迷し、家計が景気の上昇を実感するまでには至りませんでした。

このような経済環境の中、当期の商品先物市場は、期末総建玉数が215万枚（前年比71.4%）と大幅に減少しました。商品別では、金は期初に高騰し、期中ではドル安の流れに沿って内外で調整局面を迎えましたが、1年を通して底堅い相場展開となり、出来高は2,594万枚（前年比133.0%）と増加し、金を含む貴金属市場の出来高は3,261万枚（前年比108.5%）と前年を上回りました。ゴムは生産地の受給逼迫が高騰を招いて人気化し、ゴム市場の出来高は969万枚（前年比103.3%）と増加しました。農産物は、オーストラリアで100年に1度の規模という干ばつが発生し、シカゴでは小麦やとうもろこしをはじめ、豊作となった大豆までが急騰したにもかかわらず、農産物市場の出来高は1,801万枚（前年比76.2%）と上げ相場が市場人気に反映されず減少しました。商品市場別にみましても12市場中出来高が前年を上回ったのは、貴金属とゴムの2市場のみと全体的には低迷しました。この結果、商品先物市場の総出来高は7期振りに1億枚を割り込み8,506万枚（前年比78.9%）と3期続けて前年を下回ることとなりました。

当期の商品先物業界の動きとしましては、出来高不振を背景に取引所の再編が進み、4月に東京穀物商品取引所と横浜商品取引所、12月に関西商品取引所と福岡商品取引所、明けて1月には中部商品取引所と大阪商品取引所がそれぞれ合併し、取引所は国内4ヶ所にまで減少しました。平成19年9月に施行が予定されている金融商品取引法の国会審議過程で、商品先物取引についても不招請勧誘禁止の導入が検討され、附帯決議に盛り込まれたことを受け、日本商品先物振興協会は「対社会への法令遵守に係る取組姿勢の表明」を基本方針として、商品取引員各社に顧客トラブル減少への取組表明を求めています。当期は売買高が減少す

る中、業界再編が進み、商品取引員においても経営基盤の確立と法令遵守の徹底が求められる厳しい年となりました。

このような経営環境の下、当社は外部講師を招いた経済セミナーの開催に加えて、当社の主力商品である「金」に関する幅広い投資関連情報を掲載した季刊誌の発行を開始、お客さまへの情報サービスの充実に努めてまいりました。また、経営の効率化を図るため、3月末をもって新宿支店を廃止し、本店に統合いたしました。

### 3 営業の経過及び成果

当期の委託売買高は 499,004 枚（前期比 32.7 %減）となり、委託手数料は 24 億 79 百万円（前期比 20.8 %減）の計上となりました。

一方、ディーリングに関しましては、2 百万円の利益（前期 10 百万円の損失計上）となりました。

以上の結果、当期は営業収益 24 億 85 百万円（前年比 79.5 %）となり、経常損失は 34 百万円、当期純損失は 30 百万円となりました。

平成18年度における受取手数料及び売買損益は、次のとおりであります。

#### ① 受取手数料

（単位：千円）

期 別 商品市場名	第 49 期 〔自 平成18年 4月 1日〕 〔至 平成19年 3月 31日〕
	金 額
商 品 先 物 取 引	
農 産 物 市 場	423,169
貴 金 属 市 場	2,001,051
ゴ ム 市 場	81,795
小 計	2,506,015
オ プ シ ョ ン 取 引	0
商 品 フ ァ ン ド 等 販 売	0
未 収 手 数 料	△ 26,260
合 計	2,479,754

（注） 1. 上記の金額には消費税は含まれておりません。

2. 平成19年3月期の受取手数料及び委託者（当社に商品先物取引の受託業務を依頼する者）の状況については、次のとおりであります。

項 目	期 別 平成19年3月期
受 取 手 数 料	2,479百万円
預 り 証 拠 金 (期末)	3,303百万円
委 託 者 数 (期末)	966名

② 売買損益

(単位：千円)

商品市場名	期 別	第 49 期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		金 額
商品先物取引売買損益		
農 産 物 市 場		9,625
貴 金 属 市 場		△ 16,782
ゴ ム 市 場		△ 2,059
小 計		△ 9,215
商品先物評価損益		△ 259
商品売買損益		11,796
合 計		2,321

(注) 1. 商品先物取引の売買損益および評価損益は、オプション取引に係る金額を含めて計算しております。

2. 上記の金額には消費税は含まれておりません。

③ 売買高

平成19年3月期における商品先物取引の状況は次のとおりであります。

(単位：枚)

	第 49 期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		
	自 己	委 託	合 計
商品先物取引			
農 産 物 市 場	3,611	159,886	163,497
砂 糖 市 場	0	-	0
貴 金 属 市 場	18,741	305,453	324,194
ゴ ム 市 場	2,256	33,665	35,921
小 計	24,608	499,004	523,612
オプション取引			
農 産 物 市 場	0	0	0
砂 糖 市 場	0	-	0
貴 金 属 市 場	0	0	0
小 計	0	0	0
合 計	24,608	499,004	523,612

(注) 受け渡しによる決済数量は含んでおりません。

#### 4 対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しにつきましては、米国経済の減速を背景に輸出が伸び悩みの様相を呈しており、海外需要の減少により設備投資は伸び率が鈍化し、景気は一時停滞すると予想されます。しかし、年央にはIT・デジタル分野での在庫調整の一巡や米国の景気回復に伴い輸出が持ち直し、景気は緩やかな回復基調に向かうものと思われまます。内需の柱となる個人消費は、企業のコスト抑制意欲が根強く、賃金増加に期待が持てないことと定率減税廃止など国民負担の増加が影響し、低迷が続くとみられます。

商品先物取引業界におきましては、9月の金融商品取引法の施行に併せて、改正商品取引所法の施行が予定されております。今回の法改正において、委託者保護の強化と信頼性向上のため、広告規制等の整備、不当な勧誘等の禁止の拡充、損失補てん等の禁止の整備、適合性原則の拡充、説明義務の拡充、民事効の拡充、準用規定の整備といった制度改正が実施されます。また、金融商品取引法に規定する勧誘方針の策定・公表が準用され、商品取引員が行う受託契約の締結についても義務化されることになり、商品取引員は、社会の信頼を確立するため、より一層のコンプライアンスの徹底が求められることとなります。

このような状況下にあつて、当社は、顧客満足を第一義とする経営理念のもと、お客さまはもとより、社会からの信用・信頼を得るため、コンプライアンスを経営の重点に置き、社内管理体制の確立に努めてまいります。また、販売力を強化するとともに積極的な営業を展開して、収益構造の早期改善を目指し、経営基盤の再構築を図る所存でございます。

## 5 受託業務管理規則

### (目的)

第1条 この規則は、自己責任の徹底と委託者の保護育成を図るため、受託業務の適正な運営及びその管理について必要な事項を定める。

### (管理組織)

第2条 当社は、受託業務に係る責任の所在の明確化を図るため、本店に審査部を設置し、同部を主体として、本店及び従たる営業所ごとに受託業務管理班を設置し、責任者を置くものとする。

2. 受託業務に係る総括管理並びに審査部及び受託業務管理班の職務の統轄調整を行うため、本店に総括管理責任者を置くものとする。
3. 総括管理責任者を補佐し、助言するとともにその職務のうち委嘱された事項について代行する副総括管理責任者を置くものとする。ただし、第4条及び第9条の例外に係る審査を代行したときは、その審査内容について総括管理責任者の点検を受け、承認を得るものとする。
4. 総括管理責任者、副総括管理責任者及び管理責任者は次の者とする。
  - (1) 総括管理責任者は、常務取締役以上とする。
  - (2) 副総括管理責任者は、審査部担当取締役及び審査部長とする。
  - (3) 受託業務管理班の管理責任者は、各店業務責任者とする。

### (勧誘行為及び取引意思の確認)

第3条 商品先物取引の勧誘に先立って顧客に対し、自己の商号、登録外務員の氏名及び商品先物取引の勧誘である旨を告げ、顧客の勧誘を受ける意思を確認する。勧誘を受けることを希望しない旨又は委託を行わない旨の意思表示があった場合は勧誘は行わない。

2. 勧誘過程において顧客が適合性を有しないこと（第4条(1)～(6)）が判明した場合は直ちに勧誘を中止する。
3. 勧誘にあたって、顧客より、事前の具体的な指示又は承諾がない限り、午後9時以後と午前8時以前の勧誘、長時間に亘る勧誘及び顧客が迷惑であると表明した時間、場所、方法での勧誘は行わない。
4. 顧客に対し、威迫し、困惑させ又は不安の念を生じさせるような勧誘は行わない。
5. 第1項の顧客に告知したこと及び意思の確認は「勧誘を受ける意思の確認書」を徴収し、取引終了後3年間保存する。
6. 当社は、第1項の勧誘を拒否した顧客に対する再勧誘を防止するため、勧誘拒否者の氏名、住所、電話番号をファックス等で全店に周知し、再度の勧誘が行われないよう措置するものとする。

### (不適格者の参入防止)

第4条 当社は勧誘の際に、適合性の原則の趣旨を説明し、以下に該当する者を常に不相当と認められる不適格者と規定し、これらの者に対して、勧誘及び受託は行わないこととする。

- (1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる者。
  - (2) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者。
  - (3) 破産者で復権を得ない者。
  - (4) 日本語による意志の疎通ができない者。
  - (5) 事故・病気等で長期療養中の者。
  - (6) 商品先物取引をするために借入れをする者。
2. 当社は、以下に該当する者を商品先物取引の対象として原則不相当と認められる者と規定し、これらの者に対しては原則として勧誘及び受託を行わないものとする。ただし、第1号から第4号に該当する者については、第1号から第4号の各例外の要件を満たしている場合であって、自らが以下の適合性の原則に照らして原則として不相当と認められる勧誘及び受託の対象者であることを理解しているとともに、例外の要件を自ら満たすことについて確認している旨の自書による書面の申出があり、総括管理責任者が審査の上、承認したときは、この限りではない。
- (1) 年金、恩給、退職金、保険金等により生計をたてている者で年金等の収入が収入全体の過半を占め

ている者。

- ・ 例外の要件：顧客が申告した投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していることを証明するものがあること。

(2) 年間500万円以上の収入を有しない者。

- ・ 例外の要件：顧客が申告した投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していることを証明するものがあること。

(3) 75歳以上の高齢者。

- ・ 例外の要件：1. 顧客が直近3年以内に延べ90日以上の商品先物取引を行った経験があることを口座開設申込書の取引経験欄に記載していること。  
2. 商品先物取引を行うにふさわしい金融商品及び有価証券等の先物取引、株式の信用取引、外国為替証拠金取引等レバレッジ性のある十分な投資経験がある場合はそれを証明するものがあること。  
3. 商品先物取引の仕組み、リスクその他説明を受けた事項を的確かつ十分に理解していることを証明するものがあること。  
4. 審査部は投資可能資金額が損失を被っても生活に支障のない範囲で設定されているか、厳しく審査し、取引開始後は老後の生活の備えとして蓄えた資産まで投資することのないよう追跡監視する。

(4) 投資可能資金額を超える取引証拠金等を必要とする取引に係る勧誘。

- ・ 例外の要件：1. 顧客が新たに申告した投資可能資金額が損失をしても生活に支障のない範囲で設定されていること。  
2. 新たな投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していることを証明するものがあること。

(5) 社会経験の乏しい若年者。

(6) 遠隔地の者。

(7) 銀行、信用組合、信用金庫、郵便局、農業、漁業の協同組合などの金融機関で直接、間接に金銭、有価証券等の取扱いに係わる者。

(8) 国、地方公共団体、その他公益機関の金銭、有価証券等の取扱い者。

(9) 民間企業等における金銭、有価証券等の取扱い者。

3. 取引過程において第1項に該当することになった場合は、直ちに清算を求め、以後の勧誘及び受託は行わないものとし、前項に該当することとなった場合は、審査部は適格性等について再度審査を行うため総括管理責任者に報告し、同責任者が前項の例外要件を満たしているか否かの審査を行い、その勧誘及び受託の適否を判断するものとする。

4. 第1項及び第2項に該当しない者であっても、審査部がその者の資金力、理解度等からみて商品先物取引を行うにふさわしくないと認定した者に対しては、委託の勧誘及び受託を行わないこととする。また、75歳未満であっても70歳以上の高齢者については、商品先物取引のしくみ、リスクを十分理解していること、投資可能金額が老後の生活も考慮した額に設定されているか等を含めて、厳格に審査するものとする。

5. 第2項から第4項における審査の結果については、審査日、審査者及び適否の判断を含めた記録を作成するものとし、取引終了後3年間保存するものとする。

(適合性の審査等)

第5条 当社は、不適格者の参入防止を図るため、口座開設申込書、アンケート、リスク管理、商品先物取引の説明と理解に関する確認書により適合性の審査を行うものとし、当該審査を終えるまでは、顧客から約諾書の差入、取引証拠金等の預託、取引の指示を受けないものとする。また、審査の結果、適合性を有しないと認められたときは直ちにその勧誘を中止するものとする。

2. 前項の審査の結果については、審査日、審査過程、最終審査者及び適否の判断根拠を含めた記録を作成するものとし、取引終了後3年間保存するものとする。

(契約時の説明と確認)

第6条 商品先物取引の委託の勧誘に当たっては、受託契約準則、「商品先物取引－委託のガイド」等の関係書面を交付し、それらを用いて次の事項を、それらの記述や図面を示す等顧客が容易に理解できるよう留

意しつつ説明し、理解の確認を行うものとする。なお、理解の確認に当たっては、まず、第1号及び第2号に係る説明をし、その理解を書面により行い、その後その他の事項について説明し、その理解の確認を書面により行うものとする。

- (1) 商品先物取引はその担保として預託する取引証拠金等の額に比べてその10～30倍にもなる過大な取引を行うものであること。
  - (2) 預託した取引証拠金等の額以上の損失が発生するおそれがあること。
  - (3) 取引証拠金等の制度、種類及びその発生の仕組み等に関する事項。
  - (4) 委託手数料の額、委託手数料の制度及びその徴収の時期等に関する事項。
  - (5) 商品取引員の禁止行為に関する事項。
  - (6) その他「商品先物取引—委託のガイド」に記載する、主務省令で定められた事項。
2. 取引の投機的本質について危険開示を行い、「リスク管理、損失になったらどうするの」に基づき予測がはずれて損失になった場合の対処法として①追加証拠金の預託②決済③両建④難平の4つの方法について説明し、確認書を徴収する。
3. 顧客の判断と自己責任において取引を行うことについて顧客に十分な自覚を促したうえで参加を求める。

#### (顧客の属性の把握)

第7条 当社は、顧客の属性を把握するため「口座開設申込書」により①氏名②住所③生年月日④職業⑤収入⑥資産の状況⑦投資可能資金額⑧商品先物取引その他の投資経験の有無及びその程度等について申告を受けけるものとする。

2. 投資可能資金額の申告を受けるときは、その額が損失を被っても生活に支障のない範囲で設定されるべきものであること及び取引の過程で損失が発生した場合は損金額が投資可能資金額から減額され、変化していくものであることを顧客に分かりやすく説明した上で申告を受けけるものとする。
3. 口座開設申込書及びアンケート等により顧客カードを作成し、審査部に備え置くとともに、顧客の属性に変更があったときは、随時更新し適切に管理するものとする。

#### (取引意思の確認)

第8条 当社は、顧客から売買指示を受けたときは、取引意思を確認するものとし、その確認と売買の実行については、受注内容を外務員日誌及び管理者日誌に記録し、これを取引終了後3年間保存するものとする。

#### (商品先物取引の未経験者の保護措置)

第9条 当社は、商品先物取引を直近の3年以内に延べ90日以上経験したことがある者は経験者として取り扱い、それ以外の者は未経験者として取り扱う。

2. 未経験者については3ヶ月間の習熟期間を設け、この期間の建玉は、投資可能資金額の3分の1以内の建玉に制限する保護措置を設けるものとする。ただし、顧客本人がこれを超える取引を希望し、次の条件を満たす場合において、総括管理責任者が審査の上承認したときはこの限りではない。
  - (1) 顧客が商品先物取引に習熟していること及びそのことを客観的に確認するものがあること。
  - (2) 顧客から、当社が商品先物取引の経験がない者を保護するために取引量を制限する措置を設けており、その例外の要件として商品先物取引に習熟していなければならないことを理解していること及び例外の要件を自らが満たすことについて確認している旨の自書による申出書の差し入れがあること。
3. 未経験者の希望に基づく習熟期間中の投資可能資金額の増額変更については、第4条第2項の規定によるものとする。
4. 商品先物取引に対する理解度を確認するため、初回建玉前と1ヶ月経過後の2回と別に必要に応じてアンケート調査を行うものとする。

#### (不正資金の流入防止措置)

第10条 当社は、次に規定する者からの受託に当たっては、不正資金の流入を防止するため、次項以下の措置を講ずるものとする。

- (1) 銀行、信用組合、信用金庫、郵便局、農業・漁業の協同組合などの金融機関で直接、間接に金銭、有価証券等の取扱いに係わる者。

- (2) 国、地方公共団体、その他公益機関の金銭、有価証券等の取扱い者。
- (3) 民間企業等における金銭、有価証券等の取扱い者。
- 2. 当該顧客については審査部が初回建玉から追跡し、過度な取引にならないように監視し、抑制するものとし、もし、預託累計額が、口座開設申込書に本人が記載した預貯金相当額を超えた場合は、資産内容について調査を開始することとする。
- 3. 審査部は、調査に当たって、前項の基準を超過した部分の資産内容を当該委託者と直接面談して聴取することとする。
- 4. 審査部が調査した結果、新たな入金及び建玉の追加は受けないと決定した場合は、以後の勧誘及び受託を行わないものとする。ただし、仕切りに係る指示についてはこの限りではない。また、もし不正資金による取引資金の預託を受けていたことが判明した場合は、当該委託者に速やかに建玉を決済するよう要請するとともに、その後の入金を禁止し、建玉が決済されたときは、直ちに精算するものとする。
- 5. 調査に関しては、その経緯を記録し、これを10年間保存するものとする。

(建玉制限等)

第11条 当社は、取引所の市場管理規則の遵守について、顧客の理解を得るものとする。

- 2. 市場管理とは別途に委託者の資質により建玉の制限を行うことがあることについて、顧客の理解を得るものとする。
- 3. 経験者又は未経験者で取引開始後3ヶ月を経過した顧客であっても審査部が取引数量等について制限を設けた場合は、これを超えて受託してはならない。
- 4. 自己取引部門と委託取引部門を区分した組織とする。

(委託者の疑義等の解明努力)

第12条 当社は、管理組織の中に「顧客相談室」を設け、委託者からの取引に係る疑義、相談等について対応するものとする。

- 2. 委託者からの取引に係る疑義、相談等については、早期にその払拭を行うものとする。

(広告・宣伝に係る管理措置)

第13条 広告・宣伝については、経営上の責任体制を明確にするため、総括管理責任者をその責任者とする。

(受託業務における禁止行為)

第14条 商品先物取引の委託の勧誘及び受託に当たっては、商品取引所法、同法施行規則、受託契約準則及び日商協「受託業務に関する規則」に定める禁止行為をしてはならない。

- 2. この規則に違反し、不正な行為があった者に対しては、罰則規程の定めによりこれを懲戒する。

(取引本証拠金の額等に係る処置)

第15条 当社は、取引本証拠金の額等を、全ての上場商品につき、取引所が定める取引本証拠金基準額と同額とする。ただし、相場の状況等により、当社が必要と判断する場合には、取引本証拠金の額を一定額増加することがある。

- 2. 取引本証拠金の額等に係る社内責任者は総括管理責任者と定め、その内容について社内に徹底するとともに、委託者に周知し、その記録を4年間保存するものとする。

(日本商品先物取引協会への届出)

第16条 この規則は、日本商品先物取引協会へ届け出るものとする。これを変更したときも同様とする。

(改廃)

第17条 この規則の改廃は、取締役会において行う。

(付則)

この規則は平成10年9月1日より実施する。

この規則は平成12年4月1日より改正実施する。

この規則は平成14年2月1日より改正実施する。

この規則は平成15年4月1日より改正実施する。

この規則は平成15年6月6日より改正実施する。

この規則は平成17年8月1日より改正実施する。

この規則は平成19年3月1日より改正実施する。

## 6 外務員の登録状況

期首 登録外務員数	新規登録数	登録抹消数	期末 登録外務員数
114名	48名	41名	121名

## 7 委託者に関する事項

期首 委託者数	新規委託者数	期末 委託者数
975名	464名	966名

## 8 苦情・紛争に関する事項

当社では、本社に審査部を設置し適正顧客の参入審査を行うとともに、すべての新規委託者に電話による挨拶を行い、担当外務員から危険開示等の説明が充分に行われているか確認し、理解不足と認められる委託者には審査部が外務員に同行、直接面談し再度説明を行い、商品先物取引に関する知識の向上と、苦情等の未然防止に努めております。また全支店を管理下におく顧客相談室を本社内に設置し、各支店にも管理担当者を配置し相談窓口を設け、委託者からの相談及び苦情等の申出があった場合には、直ちに詳細な社内調査の実施と迅速かつ適切な対応を行っております。

平成18年度中においては、取引の内容や担当外務員等に対する不満などから(社)日本商品先物取引協会、関係商品取引所及び当社顧客相談室に40件の苦情ならびに相談があり、24件については当事者間で話し合っ  
て自主解決、16件については現在、当社顧客相談室が委託者と誠意をもって話し合いを続けております。

なお、苦情および紛争の内訳は以下のとおりです。

(苦情) 申出事由	件数	処理結果			処理中
		解決	取下げ	打切り	
勧誘時に係るもの	11	11	0	0	0
取引に係るもの	28	12	0	0	16
取引終了時に係るもの	0	0	0	0	0
その他に係るもの	0	0	0	0	0
合計	39	23	0	0	16

- (注) 1. 「苦情」とは受託等業務に関し、委託者等が当社に対して異議、不平、不満等を表明したもの、又は日商協にその解決の申出のあったもの。  
2. 「申出事由」は申出人の主張に従って分類したもの。  
3. 「処理結果」の「解決」は当事者間で自主解決したもの、「取下げ」は申出人が誤解等を認めて取り下げたもの、「打切り」は当事者間で自主解決ができなかったもの。

(紛争) 申出事由	件数	処理結果			処理中
		解決	取下げ	不調	
勧誘時に係るもの	0	0	0	0	0
取引に係るもの	1	1	0	0	0
取引終了時に係るもの	0	0	0	0	0
その他に係るもの	0	0	0	0	0
合計	1	1	0	0	0

- (注) 1. 「紛争」とは受託等業務に関し、委託者等の異議、不平、不満等に起因する当事者間の主張の対立が具体化、先鋭化し、委託者等が取引所に紛争仲介の申出をし、又は日商協にあっせん若しくは調停の申出をしたもの。  
2. 「申出事由」は申出人の主張に従って分類したもの。  
3. 「処理結果」の「解決」は取引所又は日商協の仲介により解決したもの、「取下げ」は当事者間の話し合いにより申出人が仲介の申出を取り下げたもの、「不調」は仲介で解決できなかったもの。

## 9 訴訟に関する事項

### (1) 平成18年度中の係争

当年度中における訴訟（前年度より係争中のものを含む）は委託者が当社の不法行為により損害を被ったとしてその賠償を求めたものが10件、債務不存在確認請求事件および未精算損金請求事件として当社から提訴したものが7件で、9件は現在係争中であり、8件は裁判所の和解勧告を受け入れ和解しました。

訴訟件数	判決	和解	係争中
17	0	8	9

### (2) 平成18年度中の判決等

- 委託者が取引結果について納得できないと異議を申し立てたが実損額以上の金額を要求するため当社より債務不存在確認請求事件で提訴（東京地裁 平成18年(ワ)第1949号）しましたが、平成18年4月10日裁判所の和解勧告により和解しました。
- 委託者が適合性原則違反・説明義務違反及び断定的判断の提供や無意味な反復売買により損害を被ったとして損害賠償請求事件で提訴（名古屋地裁 平成16年(ワ)第1671号）し、平成18年2月15日過失相殺により委託者負担4割5分とする判決が下り、それを不服として控訴（名古屋高裁 平成17年(ホ)第202号）しましたが、平成18年4月11日裁判所の和解勧告により和解しました。
- 委託者が取引結果について納得できないと異議を申し立て、当事者間での話し合いによる解決はできないとの判断から当社より債務不存在確認請求事件で提訴（東京地裁 平成17年(ワ)第26608号）しましたが、裁判所の和解勧告により平成18年5月30日和解しました。
- 委託者が取引内容に違法行為があるので損害賠償請求を行いたいと申し出たので、当社より債務不存在確認請求事件で提訴（東京地裁 平成18年(ワ)第6014号）しましたが、裁判所の和解勧告により平成18年7月31日和解しました。
- 当社より未精算損金請求事件で提訴（東京地裁 平成17年(ワ)第26988号）しましたが、委託者が先物取引の仕組み危険性の不告知、説明義務違反、新規委託者保護義務違反、無意味な反復売買、断定的判断の提供等により損害を被ったとして損害賠償請求事件で提訴（福岡地裁 平成18年(ワ)第186号）し、裁判所の和解勧告により平成18年11月1日和解しました。
- 委託者が適合性原則違反、説明義務違反、新規委託者保護義務違反、断定的判断の提供、両建の勧誘、手数料稼ぎの売買により損害を被ったとして損害賠償請求事件で提訴（東京地裁 平成18年(ワ)第1545号）しましたが、裁判所の和解勧告により平成18年11月24日和解しました。
- 委託者が適合性原則違反、説明義務違反、断定的判断の提供、実質的一任売買、無意味な反復売買等により損害を被ったとして損害賠償請求事件で提訴（名古屋地裁 平成17年(ワ)第1905号）しましたが、裁判所の和解勧告により平成19年1月18日和解しました。
- 委託者が仕切り回避により損害を被ったと異議を申し立て、当事者間の話し合いによる解決は無理との判断から債務存在不確認請求事件で提訴（東京地裁 平成18年(ワ)第6353号）しましたが、委託者は説明義務違反、適合性原則違反、断定的判断の提供、新規委託者保護義務違反、両建・仕切拒否、一任売買等により損害を被ったとして損害賠償請求事件で反訴（東京地裁 平成18年(ワ)第11938号）し、裁判所の和解勧告により平成19年3月14日和解しました。

### 第3. 経理の状況

財務諸表は、会社計算規則に基づいて記載しております。

#### 1 貸借対照表 (平成19年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	[ 5,060,244 ]	<b>流動負債</b>	[ 4,091,496 ]
現金預金 *2	1,042,199	短期借入金 *2	300,000
委託者未収金 *3	202,604	未払金	211,201
商 品	13,783	未払法人税等	3,006
前払費用	37,778	預り証拠金	3,303,001
保管有価証券 *2	1,560,020	受託業務預り金	207,269
差入保証金	1,433,500	賞与引当金	16,000
委託者先物取引差金 *4	552,835	その他の流動負債	51,017
預 託 金	100,000		
その他の流動資産	117,522	<b>固定負債</b>	[ 197,648 ]
<b>固定資産</b>	[ 1,220,629 ]	長期借入金 *2	100,000
有形固定資産 *1	( 512,914 )	退職給付引当金	97,648
建 物 *2	91,520	<b>特別法上の準備金</b>	[ 8,890 ]
構 築 物	9,346	商品取引責任準備金 *5	8,890
器具及び備品	53,963		
土 地 *2	358,084		
<b>無形固定資産</b>	( 30,066 )	<b>負債合計</b>	<b>4,298,036</b>
電話加入権	20,843		
ソフトウェア	8,738	<b>(純資産の部)</b>	
その他の無形固定資産	484	株主資本	<1,982,837>
<b>投資その他の資産</b>	( 677,648 )	資 本 金	[ 804,037 ]
投資有価証券	3,000	資本剰余金	[ 30,504 ]
出 資 金	15,500	資本準備金	30,504
長期未収債権 *3	157,812	<b>利益剰余金</b>	[ 1,148,296 ]
長期差入保証金	547,341	利益準備金	32,505
長期貸付金	3,785	その他利益剰余金	1,115,790
長期前払費用	1,324	繰越利益剰余金	1,115,790
会 員 権	27,790		
貸倒引当金 *3	△ 78,905	<b>純資産合計</b>	<b>1,982,837</b>
<b>資産合計</b>	<b>6,280,874</b>	<b>負債及び資本合計</b>	<b>6,280,874</b>

## 2 損益計算書

(単位：千円)

	第 49 期 〔自 平成18年4月1日〕 〔至 平成19年3月31日〕		比 率
	金 額		
I 営業収益			
1. 受取手数料 *1	2,482,804		
2. 売買損益 *2	2,321	2,485,126	100.0
II 営業費用			
1. 販売費及び一般管理費	2,496,349	2,496,349	100.4
営業損失		11,223	0.4
III 営業外収益			
1. 受取利息・配当金	1,588		
2. その他の他	919	2,507	0.1
IV 営業外費用			
1. 支払利息	20,286		
2. その他の他	5,379	25,665	1.0
経常損失		34,382	1.3
V 特別利益			
1. 商品取引責任準備金戻入益	8,526	8,526	0.3
VI 特別損失			
1. 固定資産除去損	3,171		
2. 会員権評価損	400	3,572	0.1
税引前当期純損失		29,427	1.1
法人税、住民税及び事業税		1,432	0.0
当期純損失		30,859	1.2

## 3 株主資本等変動計算書

(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金			株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
平成18年3月31日残高	804,037	30,504	30,504	26,991	1,207,308	1,234,299	2,068,840	2,068,840
事業年度中の変動額								
利益準備金の積立				5,514	△ 5,514			
剰余金の配当					△ 55,143	△ 55,143	△ 55,143	△ 55,143
当期純利益					△ 30,859	△ 30,859	△ 30,859	△ 30,859
事業年度中の変動額合計				5,514	△ 91,517	△ 86,003	△ 86,003	△ 86,003
平成19年3月31日残高	804,037	30,504	30,504	32,505	1,115,790	1,148,296	1,982,837	1,982,837

#### 4 個別注記表

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準および評価方法  
    その他有価証券  
        時価のないもの……移動平均法による原価法  
    保管有価証券……商品取引所法施行規則第39条の規定により商品取引所が定めた充用価格
2. 棚卸資産の評価基準および評価方法  
    商品……移動平均法による原価法
3. 固定資産の減価償却の方法  
    有形固定資産……法人税法に定める償却方法と同一の基準による定率法  
    無形固定資産……法人税法に定める償却方法と同一の基準による定額法、ただし自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法  
    長期前払費用……法人税法に定める償却方法と同一の基準による定額法
4. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
  - (2) 賞与引当金……従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当期に帰属する額を計上しております。
  - (3) 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、直近の年金財政計算上の責任準備金をもって退職給付債務とし、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。  
        会計基準変更時差異（65,168千円）は、15年による均等額を費用処理しています。  
        (当社の退職金制度について)
    - ① 当社は、昭和40年3月31日から適格退職年金制度を採用しております。
    - ② 当社は全国商品取引業厚生年金基金に加入しており、平成19年3月末日現在の掛け金拠出割合に基づく年金資産額は、1,037,481千円であります。
5. 特別法上の準備金の計上基準  
    商品取引責任準備金……商品取引事故による損失に備えるため、商品取引所法第221条の規定に基づき、同法施行規則に定める額を計上しております。
6. 営業収益の計上基準  
    受取委託手数料
  - (1) 商品先物取引……商品取引所における約定日に計上しております。
  - (2) 商品ファンド……取引成立日に計上しております。  
    売買損益
  - (1) 商品先物決済損益……取引を転売または買戻し及び受渡しにより決済したときに計上しております。
  - (2) 商品先物評価損益……取引を時価評価したときに計上しております。
7. リース契約の処理方法  
    リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
8. 消費税等の会計処理方法  
    税抜方式

(会計処理の変更)

1. 当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号、平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号、平成17年12月9日)を適用しております。

なお、これまでの資本の部の合計に相当する金額は、1,982,837千円であります。

(貸借対照表関係)

- \*1 有形固定資産の減価償却累計額 404,131千円

- \*2 担保に提供している資産、取引証拠金・委託証拠金等の代用として(株)日本商品清算機構へ預託している資産は、次のとおりであります。

(1) 担保に提供している資産の内訳

定期預金	952,000千円
建物	55,837
土地	263,870
合計	1,271,708

担保資産に対応する債務の内訳

短期借入金	300,000千円
長期借入金	100,000
合計	400,000

(2) 取引証拠金・委託証拠金等の代用として(株)日本商品清算機構へ預託している資産

保管有価証券	1,521,943千円
合計	1,521,943

(3) 商品取引所法第210条の規定に基づき、日本商品委託者保護基金に分離保管しなければならない保全対象財産の金額は213,746千円であります。なお、同法施行規則第98条の規定に基づく委託者資産保全措置額は400,000千円であります。

- \*3 委託者未収金のうち、無担保未収金は83,557千円あります。また、発生から1年を経過しているものは269,815千円ありますが、投資の部に計上されているものは151,112千円あります。なお、当該無担保未収金につきましては担保資産の再評価等を勘案し貸倒引当金を55,000千円設定しております。

- \*4 委託者の未決済玉を決済したと仮定して計算した委託者の売買損(売買益)相当額を、委託者に代わって(株)日本商品清算機構に立替払いした(株)日本商品清算機構から預かった金額であります。この金額は、すべての委託者の各商品取引所の商品ごとに差損益金を計算した上で各商品取引所ごとに合計して算出したものであります。

- \*5 商品取引責任準備金の積立は、商品取引所法第221条の規定に基づくものであります。

(損益計算書関係)

\*1 受取手数料の内訳

商品先物取引	2,482,804千円
オプション取引	0
合 計	2,482,804

\*2 売買損益の内訳

商品先物取引損益	△ 9,216千円
商品先物評価損益	△ 259
商品売買損益	11,796
合 計	2,321

(株主資本等変動計算書関係)

1. 当事業年度末の発行済株式数の種類及び総数

普通株式 1,102,864株

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決 議	平成18年6月26日 定時株主総会
株式の種類	普通株式
配当金の総額	55,143千円
1株当たり配当額	50円
基 準 日	平成18年3月31日
効力発生日	平成18年6月27日

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

会員権評価損	50,228千円
繰越欠損金	49,600千円
退職給付引当金	39,589千円
貸倒引当金	32,114千円
減損損失	12,637千円
賞与引当金	6,512千円
商品取引責任準備金	3,618千円
人材募集費	3,451千円
未払事業所税	1,388千円
未払事業税	595千円
その他	159,973千円
繰延税金資産小計	359,709千円
評価性引当額	△ 359,709千円
繰延税金資産合計	0千円

(リース契約関係)

貸借対照表に計上した固定資産の他、電子計算機等をリース契約により使用しております。

(関係当事者との取引関係)

属 性	主要株主（会社等）
会社等の名称	第一商品株式会社
議決権の所有（被所有）割合	被所有（13.6%）
関連当事者との関係	役員の兼任
取引内容	保証金の差入（※）
取引金額	—
科 目	差入保証金
期末残高	300,000千円

（※）他店委託先物取引証拠金として差し入れております。

（1株当たり情報）

1株当たり純資産	1,797円89銭
1株当たり当期純損失	27円98銭

貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 5 監査に関する事項

このディスクロージャー資料のうち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表については、会社法に基づき会計監査人の監査を受けております。

## 6 財務比率

諸 項 目	第 49 期 (平成19年3月)
(a) 純資産額規制比率 {純資産額÷リスク額×100}	506 %
(b) 純資産額資本金比率 {純資産額÷資本金額×100}	244 %
(c) 自己資本資本金比率 {自己資本÷資本金額×100}	246 %
(d) 自己資本比率 {自己資本÷総資産額×100}	31 %
(e) 修正自己資本比率 {自己資本÷総資産額×100}	55 %
(f) 負債比率 {負債合計額÷純資産額×100}	218 %
(g) 流動比率 {流動資産額÷流動負債額×100}	123 %

# ディスクロージャー用資料

2007年版 (追加資料)

## 協栄物産株式会社

### 1. 役員の変更

平成19年6月29日の定時株主総会をもって、監査役中澤益次郎が退任し、新たに監査役として駕海成孝が選任されました。また同日付をもって池松和夫が代表取締役を、仁井田寿幸・川原芳洋両名が取締役を辞任しました。

新たに監査役に選任された者の略歴は以下の通りです。なお、駕海成孝は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

平成19年7月31日現在

役名及び 職名	氏名 (生年月日)	所有 株式数
監査役	駕海成孝 (昭和47年7月8日生)	—

## 2. 受託業務管理規則

### (目的)

第1条 この規則は、自己責任の徹底と委託者の保護育成を図るため、受託業務の適正な運営及びその管理について必要な事項を定める。

### (管理組織)

第2条 当社は、受託業務に係る責任の所在の明確化を図るため、本店に審査部を設置し、同部を主体として、本店及び従たる営業所ごとに受託業務管理班を設置し、責任者を置くものとする。

2. 受託業務に係る総括管理並びに審査部及び受託業務管理班の職務の統轄調整を行うため、本店に総括管理責任者を置くものとする。
3. 総括管理責任者を補佐し、助言するとともにその職務のうち委嘱された事項について代行する副総括管理責任者を置くものとする。ただし、第4条及び第9条の例外に係る審査を代行したときは、その審査内容について総括管理責任者の点検を受け、承認を得るものとする。
4. 総括管理責任者、副総括管理責任者及び管理責任者は次の者とする。
  - (1) 総括管理責任者は、常務取締役以上とする。
  - (2) 副総括管理責任者は、審査部担当取締役及び審査部長とする。
  - (3) 受託業務管理班の管理責任者は、各店業務責任者とする。

### (勧誘行為及び取引意思の確認)

第3条 商品先物取引の勧誘に先立って顧客に対し、自己の商号、登録外務員の氏名及び商品先物取引の勧誘である旨を告げ、顧客の勧誘を受ける意思を確認する。勧誘を受けることを希望しない旨又は委託を行わない旨の意思表示があった場合は勧誘は行わない。

2. 勧誘過程において顧客が適合性を有しないこと（第4条(1)～(6)）が判明した場合は直ちに勧誘を中止する。
3. 勧誘にあたって、顧客より、事前の具体的な指示又は承諾がない限り、午後9時以後と午前8時以前の勧誘、長時間に亘る勧誘及び顧客が迷惑であると表明した時間、場所、方法での勧誘は行わない。
4. 顧客に対し、威迫し、困惑させ又は不安の念を生じさせるような勧誘は行わない。
5. 第1項の顧客に告知したこと及び意思の確認は「勧誘を受ける意思の確認書」を登録外務員が作成し、取引終了後3年間保存する。
6. 当社は、第1項の勧誘を拒否した顧客に対する再勧誘を防止するため、勧誘拒否者の氏名、住所、電話番号をファックス等で全店に周知し、再度の勧誘が行われないよう措置するものとする。

### (不適格者の参入防止)

第4条 当社は勧誘の際に、適合性の原則の趣旨を説明し、以下に該当する者を常に不適当と認められる不適格者と規定し、これらの者に対して、勧誘及び受託は行わないこととする。

- (1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる者。
  - (2) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者。
  - (3) 破産者で復権を得ない者。
  - (4) 日本語による意志の疎通ができない者。
  - (5) 事故・病気等で長期療養中の者。
  - (6) 商品先物取引をするために借入れをする者。
2. 当社は、以下に該当する者を商品先物取引の対象として原則不適当と認められる者と規定し、これらの者に対しては原則として勧誘及び受託を行わないものとする。ただし、第1号から第4号に該当する者については、第1号から第4号の各例外の要件を満たしている場合であって、自らが以下の適合性の原則に照らして原則として不適当と認められる勧誘及び受託の対象者であることを理解しているとともに、例外の要件を自ら満たすことについて確認している旨の自書による書面の申出があり、総括管理責任者が審査の上、承認したときは、この限りではない。
- (1) 年金、恩給、退職金、保険金等により生計をたてている者で年金等の収入が収入全体の過半を占め

ている者。

・例外の要件：顧客が申告した投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していることを証明するものがあること。

(2) 年間500万円以上の収入を有しない者。

・例外の要件：顧客が申告した投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していることを証明するものがあること。

(3) 75歳以上の高齢者。

・例外の要件：1. 顧客が直近3年以内に延べ90日以上の商品先物取引を行った経験があることを口座開設申込書の取引経験欄に記載していること。

2. 商品先物取引を行うにふさわしい金融商品及び有価証券等の先物取引、株式の信用取引、外国為替証拠金取引等レバレッジ性のある十分な投資経験がある場合はそれを証明するものがあること。

3. 商品先物取引の仕組み、リスクその他説明を受けた事項を的確かつ十分に理解していることを証明するものがあること。

4. 審査部は投資可能資金額が損失を被っても生活に支障のない範囲で設定されているか、厳しく審査し、取引開始後は老後の生活の備えとして蓄えた資産まで投資することのないよう追跡監視する。

(4) 投資可能資金額を超える取引証拠金等を必要とする取引に係る勧誘。

・例外の要件：1. 顧客が新たに申告した投資可能資金額が損失をしても生活に支障のない範囲で設定されていること。

2. 新たな投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していることを証明するものがあること。

(5) 社会経験の乏しい若年者。

(6) 遠隔地の者。

(7) 銀行、信用組合、信用金庫、郵便局、農業、漁業の協同組合などの金融機関で直接、間接に金銭、有価証券等の取扱いに係わる者。

(8) 国、地方公共団体、その他公益機関の金銭、有価証券等の取扱い者。

(9) 民間企業等における金銭、有価証券等の取扱い者。

3. 取引過程において第1項に該当することになった場合は、直ちに清算を求め、以後の勧誘及び受託は行わないものとし、前項に該当することとなった場合は、審査部は適格性等について再度審査を行うため総括管理責任者に報告し、同責任者が前項の例外要件を満たしているか否かの審査を行い、その勧誘及び受託の適否を判断するものとする。

4. 第1項及び第2項に該当しない者であっても、審査部がその者の資金力、理解度等からみて商品先物取引を行うにふさわしくないと認定した者に対しては、委託の勧誘及び受託を行わないこととする。また、75歳未満であっても70歳以上の高齢者については、商品先物取引のしくみ、リスクを十分理解していること、投資可能金額が老後の生活も考慮した額に設定されているか等を含めて、厳格に審査するものとする。

5. 第2項から第4項における審査の結果については、審査日、審査者及び適否の判断を含めた記録を作成するものとし、取引終了後3年間保存するものとする。

(適合性の審査等)

第5条 当社は、不適格者の参入防止を図るため、口座開設申込書、アンケート、リスク管理、商品先物取引の説明と理解に関する確認書により適合性の審査を行うものとし、当該審査を終えるまでは、顧客から約諾書の差入、取引証拠金等の預託、取引の指示を受けないものとする。また、審査の結果、適合性を有しないと認められたときは直ちにその勧誘を中止するものとする。

2. 前項の審査の結果については、審査日、審査過程、最終審査者及び適否の判断根拠を含めた記録を作成するものとし、取引終了後3年間保存するものとする。

(契約時の説明と確認)

第6条 商品先物取引の委託の勧誘に当たっては、受託契約準則、「商品先物取引－委託のガイド」等の関係書面を交付し、それらを用いて次の事項を、それらの記述や図面を示す等顧客が容易に理解できるよう

留意しつつ説明し、理解の確認を行うものとする。なお、理解の確認に当たっては、まず、第1号及び第2号に係る説明をし、その理解を書面により行い、その後その他の事項について説明し、その理解の確認を書面により行うものとする。

- (1) 商品先物取引はその担保として預託する取引証拠金等の額に比べてその10～30倍にもなる過大な取引を行うものであること。
  - (2) 預託した取引証拠金等の額以上の損失が発生するおそれがあること。
  - (3) 取引証拠金等の制度、種類及びその発生の仕組み等に関する事項。
  - (4) 委託手数料の額、委託手数料の制度及びその徴収の時期等に関する事項。
  - (5) 商品取引員の禁止行為に関する事項。
  - (6) その他「商品先物取引—委託のガイド」に記載する、主務省令で定められた事項。
2. 取引の投機的本質について危険開示を行い、「リスク管理、損失になったらどうするの」に基づき予測がはずれて損失になった場合の対処法として①追加証拠金の預託②決済③両建④難平の4つの方法について説明し、確認書を徴収する。
3. 顧客の判断と自己責任において取引を行うことについて顧客に十分な自覚を促したうえで参加を求める。

(顧客の属性の把握)

- 第7条 当社は、顧客の属性を把握するため「口座開設申込書」により①氏名②住所③生年月日④職業⑤収入⑥資産の状況⑦投資可能資金額⑧商品先物取引その他の投資経験の有無及びその程度等について申告を受けけるものとする。
2. 投資可能資金額の申告を受けるときは、その額が損失を被っても生活に支障のない範囲で設定されるべきものであること及び取引の過程で損失が発生した場合は損金額が投資可能資金額から減額され、変化していくものであることを顧客に分かりやすく説明した上で申告を受けけるものとする。
3. 口座開設申込書及びアンケート等により顧客カードを作成し、審査部に備え置くとともに、顧客の属性に変更があったときは、随時更新し適切に管理するものとする。

(取引意思の確認)

- 第8条 当社は、顧客から売買指示を受けたときは、取引意思を確認するものとし、その確認と売買の実行については、受注内容を外務員日誌及び管理者日誌に記録し、これを取引終了後3年間保存するものとする。

(商品先物取引の未経験者の保護措置)

- 第9条 当社は、商品先物取引を直近の3年以内に延べ90日以上経験したことがある者は経験者として取り扱い、それ以外の者は未経験者として取り扱う。
- 2 未経験者については3ヶ月間の習熟期間を設け、この期間の建玉は、投資可能資金額の3分の1以内の建玉に制限する保護措置を設けるものとする。ただし、顧客本人がこれを超える取引を希望し、次の条件を満たす場合において、総括管理責任者が審査の上承認したときはこの限りではない。
- (1) 顧客が商品先物取引に習熟していること及びそのことを客観的に確認するものがあること。
  - (2) 顧客から、当社が商品先物取引の経験がない者を保護するために取引量を制限する措置を設けており、その例外の要件として商品先物取引に習熟していなければならないことを理解していること及び例外の要件を自らが満たすことについて確認している旨の自書による申出書の差し入れがあること。
3. 未経験者の希望に基づく習熟期間中の投資可能資金額の増額変更については、第4条第2項の規定によるものとする。
4. 商品先物取引に対する理解度を確認するため、初回建玉前と1ヶ月経過後の2回と別に必要に応じてアンケート調査を行うものとする。

(不正資金の流入防止措置)

- 第10条 当社は、次に規定する者からの受託に当たっては、不正資金の流入を防止するため、次項以下の措置を講ずるものとする。
- (1) 銀行、信用組合、信用金庫、郵便局、農業・漁業の協同組合などの金融機関で直接、間接に金銭、有価証券等の取扱いに係わる者。

- (2) 国、地方公共団体、その他公益機関の金銭、有価証券等の取扱い者。
- (3) 民間企業等における金銭、有価証券等の取扱い者。
- 2. 当該顧客については審査部が初回建玉から追跡し、過度な取引にならないように監視し、抑制するものとし、もし、預託累計額が、口座開設申込書に本人が記載した預貯金相当額を超えた場合は、資産内容について調査を開始することとする。
- 3. 審査部は、調査に当たって、前項の基準を超過した部分の資産内容を当該委託者と直接面談して聴取することとする。
- 4. 審査部が調査した結果、新たな入金及び建玉の追加は受けないと決定した場合は、以後の勧誘及び受託を行わないものとする。ただし、仕切りに係る指示についてはこの限りではない。また、もし不正資金による取引資金の預託を受けていたことが判明した場合は、当該委託者に速やかに建玉を決済するよう要請するとともに、その後の入金を禁止し、建玉が決済されたときは、直ちに精算するものとする。
- 5. 調査に関しては、その経緯を記録し、これを10年間保存するものとする。

(建玉制限等)

- 第11条 当社は、取引所の市場管理規則の遵守について、顧客の理解を得るものとする。
- 2. 市場管理とは別途に委託者の資質により建玉の制限を行うことがあることについて、顧客の理解を得るものとする。
  - 3. 経験者又は未経験者で取引開始後3ヶ月を経過した顧客であっても審査部が取引数量等について制限を設けた場合は、これを超えて受託してはならない。
  - 4. 自己取引部門と委託取引部門を区分した組織とする。

(委託者の疑義等の解明努力)

- 第12条 当社は、管理組織の中に「顧客相談室」を設け、委託者からの取引に係る疑義、相談等について対応するものとする。
- 2. 委託者からの取引に係る疑義、相談等については、早期にその払拭を行うものとする。

(広告・宣伝に係る管理措置)

- 第13条 広告・宣伝については、経営上の責任体制を明確にするため、総括管理責任者をその責任者とする。

(受託業務における禁止行為)

- 第14条 商品先物取引の委託の勧誘及び受託に当たっては、商品取引所法、同法施行規則、受託契約準則及び日商協「受託業務に関する規則」に定める禁止行為をしてはならない。
- 2. この規則に違反し、不正な行為があった者に対しては、罰則規程の定めによりこれを懲戒する。

(取引本証拠金の額等に係る処置)

- 第15条 当社は、取引本証拠金の額等を、全ての上場商品につき、取引所が定める取引本証拠金基準額と同額とする。ただし、相場の状況等により、当社が必要と判断する場合には、取引本証拠金の額を一定額増加することがある。
- 2. 取引本証拠金の額等に係る社内責任者は総括管理責任者と定め、その内容について社内に徹底するとともに、委託者に周知し、その記録を4年間保存するものとする。

(日本商品先物取引協会への届出)

- 第16条 この規則は、日本商品先物取引協会へ届け出るものとする。これを変更したときも同様とする。

(改廃)

- 第17条 この規則の改廃は、取締役会において行う。

(付則)

この規則は平成10年9月1日より実施する。

この規則は平成12年4月1日より改正実施する。

この規則は平成14年2月1日より改正実施する。

この規則は平成15年4月1日より改正実施する。

この規則は平成15年6月6日より改正実施する。

この規則は平成17年8月1日より改正実施する。

この規則は平成19年3月1日より改正実施する。

この規則は平成19年6月1日より改正実施する。

以 上